

取調べの適正を確保し、被疑者が弁護人の援助を受けて主体的に防御権を行使することを可能とするために、弁護人による取調べへの立会いを確立することを求める決議

わが国の取調べでは、被疑者はたった一人で捜査機関と対峙しなければならない。法律知識や刑事手続の経験の乏しい被疑者は、第三者の目の届かない密室で、国家権力を背景とする捜査のプロである取調官の尋問を受け、そのテクニックに、時には威圧を受け、時には懐柔され、不安や戸惑いの中で、自らの正当な権利を行使することができず、捜査機関の意のままの供述調書が作成される。弁護人が接見した時にはすでに手遅れとなっている。それがわが国の取調べの実情である。

そして、そのような取調べで捜査機関が作成した自白調書は、刑事裁判においては裁判所の事実認定を左右するほどの重大な影響力を発揮する。弁護人がいかに抵抗しようとも、密室で起こった出来事や被疑者の繊細な心理状態を法廷で明らかにすることは容易ではなく、自白調書の任意性・信用性を争うことは極めて困難である。それがわが国の刑事裁判の実情である。

このような刑事司法の構造の下、密室での取調べは必然的に供述強要・虚偽自白の温床となり、数多の人権侵害・えん罪を生み出す原因となってきた。志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件、厚労省局長事件、PC遠隔操作事件などの重大なえん罪事件が相次いで表面化し社会問題となった。

これらのえん罪事件を受けて、2016年（平成28年）5月24日に成立した改正刑事訴訟法は、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件について、身体拘束下の被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付けた（改正刑訴法301条の2）。これは、取調べの録音・録画すなわち取調べの可視化により、違法・不当な取調べを抑制し、客観的な手段により取調べ状況を事後的に検証する手段が初めて法律制度として導入されたものであり、えん罪の温床であった密室取調べを打ち破る第一歩として、重要な意義を持つ改革であった。この改革により、事後的に取調べの違法性・相当性を検証すること、その結果、捜査機関による違法な取調べを抑制することが可能になった。

しかし、それだけでは、取調室で被疑者が捜査機関と一人で対峙するという状況を解消することはできていない。取調べが行われているまさにその場、その時に、取調べ状況を監視して、違法・不当な取調べを阻止し、被疑者がいつでも弁護人の援助を受けることができるようにしなければならない。そして、これらを可能とするには、現に取調べが行われている取調室内に弁護人が同席するほかない。取調べへの弁護人の立会いは、取調べの可視化に続き、密室での取調べとい

う構造を打破し、被疑者の主体的な防御権の行使を可能とするために不可欠な条件である。

憲法は、被疑者・被告人に法の適正な手続を保障し（憲法 31 条）、弁護人の援助を受ける権利を保障する（憲法 34 条、37 条 3 項）。また、取調べにおいて、個人の尊厳（憲法 13 条）を守り、供述の強要ひいてはえん罪を防止するためには、黙秘権（憲法 38 条）の実質的な保障、すなわち、捜査機関の圧力に屈することなく、自由に黙秘権を行使できる状況を確保することが必要である。取調べへの弁護人の立会いは、かかる憲法上の諸規定から保障される権利である。

また、世界的に見て、取調べに弁護人が立ち会うことは、もはや常識といえるほど当然のこととされている。わが国のように、弁護人の立会いなく、長期間・長時間の取調べが続けられる刑事手続のあり方は、被疑者の防御権保障の国際的水準からも明らかに立ち遅れている。

そして、このような弁護人の立会いの必要性は、捜査機関による取調べの場面に限られるものではなく、裁判官による勾留質問の場面においても同様に保障されなければならない。

そこで、当連合会は、

- 1 捜査機関に対し、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を取調べ及び弁解録取の機会に立ち合わせる事
- 2 各裁判官に対して、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を勾留質問に立ち合わせる事及び被疑者又は弁護人が取調べへの立会いを求めているにもかかわらず、弁護人を立ち合わせない取調べで録取された供述を証拠としないこと
- 3 国に対し、迅速かつ着実な法改正により、捜査機関による取調べ及び弁解録取の機会、勾留質問への弁護人の立会いが保障されることを明らかにすることを求める。

そして、当連合会は、被疑者・被告人の権利を守るため、あらゆる事件において積極的に取調べへの弁護人の立会いを求める弁護実践を推進することにより、弁護人の取調べへの立会いの実現に全力を挙げて取り組む決意を表明する。

以上のとおり決議する。

2018年（平成30年）11月30日

近畿弁護士会連合会

提案理由

1 なぜ弁護人立会いが必要か

わが国の刑事裁判においては、捜査機関が被疑者の取調べにおいて作成する自白調書が裁判所の事実認定を左右する重大な影響力を持っている。そのため、捜査機関は、被疑者から自白を獲得することを最重視してきた。取調べは、第三者の目が届かない密室である取調室で行われている。そこでは、法律知識も権限も持たない一個人である被疑者が、公権力としての強大な権限を持つ捜査機関と、ただ一人で対峙させられるという、圧倒的な力の格差が存在する。このような構造の下、密室での取調べは、必然的に供述強要・虚偽自白の温床となり、数多の人権侵害・えん罪を生み出す原因となり、著名な事件だけでも志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件、厚労省局長事件、PC遠隔操作事件などの重大なえん罪事件が相次いで表面化した。また、近時では、袴田事件、日野町事件の再審開始決定においても、違法な取調べによる虚偽自白がなされていたことが指摘されている。

これほどに虚偽自白によるえん罪が続発していることからすれば、捜査機関が取調べに依存する捜査姿勢は根深く、捜査機関がいかに自主的な取り組みをしたとしても、虚偽自白とそれによるえん罪を根絶することはもはや不可能というほかはない。

取調べによって自白調書を獲得することを第一とする捜査構造と、その自白調書に依存する公判の構造を抜本的に改革するには、取調室の中に弁護人が同席して捜査機関を監視するとともに、弁護人の助力によって黙秘権等の被疑者の諸権利を実効性あるものとし、捜査段階における真の武器対等を実現するしか他に方策はない。

2 2016年改正刑訴法の積み残した課題

厚労省局長事件における証拠ねつ造事件をきっかけとして「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直しや、被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入など」（法務大臣諮問92号）を検討するため、2011年（平成23年）6月から2015年（平成27年）7月まで、法制審議会に設置された新時代の刑事司法制度特別部会において議論が行われた。

特別部会の議論の前半では、取調べの可視化と並ぶ「その他取調べの在り方」に関する重要なテーマとして、「取調べへの弁護人の立会い」についての検討が行われていたものの、同部会の中間報告であった「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（2013年（平成25年）1月29日）において、「取調べの適正確保

に資するものとして、被疑者取調べの録音・録画制度を導入することとしているところであるが、取調べへの弁護人の立会いについては、それ以上に取調べへの支障が大きいとして強い異論があることから、当部会において結論を得ることは困難であり、その要否及び当否も含めて別途検討されるべきである」とされ、これ以降、同部会での検討の対象から除外されてしまった。

特別部会の議論を経て、2016年（平成28年）5月24日に成立した改正刑事訴訟法が、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件について、身体拘束下の被疑者取調べの全過程の録音・録画を義務付けた（改正刑訴法301条の2）ことは、えん罪の温床であった密室取調べを打ち破る第一歩として、重要な意義を持つ改革である。しかしながら、取調べの可視化は、事後的な取調べの検証を可能とし、その効果として違法・不当な取調べを抑制することはできるが、取調室で被疑者が捜査機関と一人で対峙するという状況そのものを解消するわけではない。

現に取調べが行われているその場に弁護人が同席することによって、はじめてこの状況が解消され、同時的な取調べの監視による違法・不当な取調べの抑制と、適切な法的援助を得た上での供述が可能となる。取調べへの弁護人の立会いは、密室での取調べという構造を打破し、被疑者の主体的な防御権の行使を可能とするために不可欠な条件である。

今こそ、2016年改正刑訴法が積み残した課題として、取調べへの弁護人の立会の実現に向けて動き出さなければならない。

3 弁護人の取調べへの立会いは憲法上保障される権利であること

日本国憲法は、被疑者・被告人に法の適正な手続を保障し（憲法31条）、弁護人の援助を受ける権利を保障する（憲法34条、37条3項）。

これらの権利を実効性あるものとするには、接見交通権では足りない。被疑者が弁護人の援助を最も必要とするのはまさに取調べを受けている場面である。いくら頻繁に弁護人が接見したとしても、取調べの場に弁護人がいなければ被疑者は必要とする弁護人の援助を受けることができない。接見交通権を超えて、さらに、弁護人が取調べに同席して取調状況を常時監視し、被疑者に寄り添って捜査機関と対峙し、被疑者がいつでも弁護人の援助を受けることができるようにしなければ、弁護人の援助を受ける権利は実効性を持たない。

また、取調べにおいて、個人の尊厳（憲法13条）を守り、供述の強要ひいてはえん罪を防止するためには、黙秘権（憲法38条）の実質的な保障、すなわち、捜査機関の圧力に屈することなく、真に自由に黙秘権を行使できる状況が確保されなければならない。実際の取調べの場においては、弁護人からあらかじめ助言を受けて黙秘権を行使しようとする被疑者に対し、黙秘権行使を断念して供述する

ように取調官が働きかけ、黙秘権保障の意義が骨抜きにされるような状況は日常的に起こっており、そのような状況を根絶する必要がある。

そのためには、弁護人が同席して黙秘権侵害がないように監視するとともに、被疑者が臆することなく黙秘権を行使することができるように絶えず援助を与え続けなければならない。

取調べへの弁護人の立会いは、これらの憲法上の諸規定から必然的に求められ、保障される権利である。

4 弁護人の立会いはグローバルスタンダードであること

取調べに弁護人が立会うことは、もはや世界的には常識である。立会いのあり方は、各国の刑事司法制度やその実務運用等によって様々であるが、弁護人が取調べに立会いができることは間違いなくグローバルスタンダードとなっている。それは、取調べへの弁護人の立会いが、被疑者の防御権の実質的保障のためのミニマムスタンダードとして、当然のことだからである。

例えば、アメリカ、イギリス、EU諸国の多くにおいて、また、わが国と類似した沿革を持つ韓国、台湾においても、取調べへの弁護人の立会いが認められている。

わが国のように、捜査機関と被疑者しかいない密室で、弁護人の立会いなく、連日にわたり長時間の取調べを行うことのできる国は、先進国と言われる国ではおおよそ例を見ない。わが国では、未だに「取調べの真相解明機能を損なう」「捜査の秘密を守れなくなる」「現実的に不可能である」という、密室での長時間の取調べによって被疑者に圧力をかけ自白を得ようとする旧態依然の取調べ手法を前提とした理由を根拠に、取調べへの弁護人の立会いが拒まれている。私たち弁護人もまた捜査優先思考に囚われ、取調べへの立会いを求めることに遠慮してしまっている。

今こそ、「取調べへの弁護人の立会い」が被疑者の当然の権利であることを確認し、わが国においても取調べへの弁護人の立会いによる防御権の実質的保障を実現しなければならない。

5 勾留質問における弁護人立会いの重要性

被疑者に対して、適正手続（憲法 31 条）、弁護人の援助を受ける権利（憲法 34 条、37 条 3 項）、個人の尊厳（憲法 13 条）、黙秘権（憲法 38 条）が保障されなければならないのは、取調べの場面に限られない。被疑者が勾留質問の機会に裁判官と相對する場面でも、やはり、これらの諸権利は実効性のあるものとして保障されなければならない。

そのためには、勾留質問の場面でも、弁護人がその場に同席して、裁判官による手続が適正なものであるかを監視し、被疑者に対して適宜助言し、また、被疑者が必要とするときにはいつでもすぐに弁護人に助言を求めることができるようにしなければならない。

諸外国を見ても、法制度の違いはあるが、韓国、アメリカ、ドイツ、イギリスなど、身体拘束後最初の裁判官の面前への引致の機会に弁護人が同席し、その援助を受けられることは多くの国で認められている。

6 結論

虚偽自白によるえん罪を防ぐための弁護人の取調べへの立会いは、憲法上の要請であり、今やグローバルスタンダードである。取調べへの立会いは、刑事訴訟法を改正するまでもなく、現在の法制度においても当然に認められるべきものであり、これを妨げる実務は直ちに改められなければならない。これまでも多くの刑事事件で、弁護人は取調べへの立会いを求め、実際に取調べに立ち会ったり、あるいは、取調室での同席が叶わない場合でも警察署内外で待機していつでも接見し、助言できる体制を作ったり、事務所で待機して被疑者から定期的に電話で連絡させるようにするなど、実質的に取調べへの立会いと同様の効果を実現するための弁護活動を実践してきた。

当連合会としては、取調室の密室性を打ち破り、被疑者の権利を守り、虚偽自白によるえん罪が決して生まれることのないよう、あらゆる事件において、今後さらに一層、弁護人の取調べへの立会いを積極的に求め、これを実現させる弁護活動を実践していくものである。

そして、捜査機関・裁判官に対して被疑者又は弁護人が求めた時には弁護人の取調べ・勾留質問への立会いを妨げないよう求め、裁判官に対して被疑者又は弁護人が求めたにもかかわらず立会いをさせないまま録取された供述を証拠としないことを求めるものである。

さらに、国に対して、弁護人を取調べに立会わせることが捜査機関の義務であること、義務違反の場合には、その供述を証拠とすることができないこと、勾留質問に弁護人を立ち合わせなければならないことなどを刑事訴訟法の改正により明らかにすることを求めるものである。

以上